

○福島県工業用水道条例施行規程

昭和44年4月1日

福島県企業局管理規程第7号

改正 昭和59年3月9日企管規程第1号

平成元年3月30日企管規程第3号

平成2年3月30日企管規程第2号

平成3年3月30日企管規程第5号

平成9年3月28日企管規程第2号

平成15年3月28日企管規程第2号

平成19年3月30日企管規程第4号

平成25年12月20日企管規程第7号

平成26年11月14日企管規程第6号

平成31年3月22日企管規程第1号

令和4年3月11日企管規程第1号

令和7年12月26日企管規程第7号

福島県工業用水道条例施行規程をここに公布する。

福島県工業用水道条例施行規程

(給水の申込み)

第1条 福島県工業用水道条例（昭和37年福島県条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定による給水の申込みは、工業用水給水申込書（第1号様式）による。

(契約書の作成)

第2条 管理者は、条例第6条第3項の規定により申込者と給水に関する契約を締結したときは、契約書を作成し、及びこれを取りかわすものとする。

(基本使用水量の増量の申込み)

第3条 条例第7条第1項の規定による基本使用水量の増量の申込みは、基本使用水量増量申込書（第2号様式）による。

(基本使用水量の減量)

第4条 基本使用水量の減量を希望する使用者は、減量予定水量及び減量を必要とする理由を記載した文書を管理者に提出し、基本使用水量の減量を申請することができる。

(特定使用)

第5条 条例第8条第2項の規定による基本使用水量をこえる給水の申込みは、特定使用申

込書（第3号様式）による。

- 2 基本使用水量をこえる水量の使用期間が50日以内のものに係る条例第8条第3項で準用する条例第6条第3項の規定による給水に関する契約については、特定使用決定通知書（第4号様式）を申込者に交付することにより、契約書の作成及びそのとりかわしに代えるものとする。

（受水の廃止又は休止の届出）

第6条 条例第11条の規定による受水の廃止又は休止の届出は、工業用水使用廃止・休止届（第5号様式）による。

（氏名等の変更の届出）

第7条 使用者は、その氏名又は住所（法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は所在地）に変更があつたときは、遅滞なくその旨を文書で管理者に届け出なければならない。

（消火栓の使用）

第8条 導水管又は配水管に付設した消火栓（以下「消火栓」という。）は、消防活動に従事する者が消防又は消防演習のために使用する場合を除くほか、使用してはならない。

- 2 消火栓を消防演習のために使用しようとする者は、消火栓使用申込書（第6号様式）により管理者又は福島県企業局いわき事業所長（以下「管理者等」という。）の許可を受けなければならない。

- 3 消火栓を消防演習のために使用するときには、管理者等の指定する職員が立ち会うものとする。

（昭59企管規程1・平2企管規程2・平19企管規程4・一部改正）

（譲渡の承認の申請）

第9条 条例第13条の規定による受水した工業用水を他に譲渡することについての承認の申請は、工業用水譲渡承認申請書（第7号様式）による。

（給水施設の操作等の禁止）

第10条 使用者は、管理者等の許可を受けた場合を除くほか、給水施設に触れ、又はこれを操作してはならない。

（平2企管規程2・平19企管規程4・一部改正）

（身分証明書の様式）

第11条 条例第15条第2項及び第13条の2第3項の証明書は、身分証明書（第8号様式）とする。

(平26企管規程 6 ・ 一部改正)

(使用水量の測定等)

第12条 条例第17条第1項本文の規定による使用水量の測定は、毎月末日に量水器に記録された数値等を確認することにより行う。

2 条例第17条第1項ただし書の規定による使用水量の認定は、量水器の故障その他の理由により量水器により使用水量を測定することができなくなつた日の前日以前当該使用水量を測定することができなかつた期間に相当する期間における実使用水量を基準として行う。

3 管理者等は、前2項の規定により使用水量を測定し、又は認定したときは、使用水量通知書(第9号様式)により、当該測定又は認定に係る使用水量を使用者に通知するものとする。

(平2企管規程 2 ・ 平15企管規程 2 ・ 平19企管規程 4 ・ 一部改正)

(量水器の機能の検査の請求)

第13条 条例第18条の規定による量水器の機能の検査の請求は、量水器検査請求書(第10号様式)による。

(給水施設の利用者による工事等)

第13条の2 条例第19条ただし書又は条例第20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置に関する工事又は移転、増設、改造若しくは撤去(以下「移転等」という。)に関する工事(以下これらを「設置等に関する工事」という。)を施行しようとするときは、給水施設設置等工事承認申請書(第10号様式の2)により、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、条例第19条ただし書又は条例第20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置等に関する工事に関して給水の適正を確保するために必要と認めるときは、その必要な限度において、その指定する職員に、当該工事の場所に立ち入り、検査を行わせることができる。

3 前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により立入検査をするときは、使用者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

5 使用者は、給水施設の設置等に関する工事が完了したときは、速やかに給水施設設置等工事完了届(第10号様式の3)を管理者に提出し、管理者の竣工検査を受けなければならない。

らない。

- 6 使用者は、前項の竣工検査の結果、管理者から是正を指示されたときは、管理者から指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の竣工検査を受けなければならない。

(平26企管規程6・追加)

(給水施設の移転等の工事の申出)

第14条 条例第20条本文の規定による給水施設の移転等に関する工事の申出は、給水施設工事申込書(第11号様式)による。

- 2 給水施設の移転等に関する工事について、次の各号の一に該当する事由があるときは、それぞれ当該各号に定める書類を前項の給水施設工事申込書に添えなければならない。

(1) 当該工事の施行予定箇所が他人の所有地であるとき 当該土地の所有者その他当該土地について権原を有する者の同意書又はこれに代わる書類

(2) 当該工事を県の所有する給水施設以外の給水施設から分岐して施行する必要があるとき 当該給水施設の所有者の同意書又はこれに代わる書類

(平26企管規程6・一部改正)

(給水施設の修繕等の請求)

第15条 条例第21条の規定による修繕その他の必要な措置を講ずべきことの請求は、文書をもつてしなければならない。

(給水施設の設置等に関する工事に要する費用の算出方法)

第16条 条例第21条の2第1項又は条例第22条第1項の規定により使用者に負担させる費用の額は、材料費、運搬費、労力費、復旧費、工事監督費及び間接経費の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 2 前項の材料費、運搬費、労力費、復旧費、工事監督費及び間接経費の算出方法は、別に定める。

(平元企管規程3・平9企管規程2・平25企管規程7・平31企管規程1・一部改正)

(費用の前納及び精算)

第17条 条例第22条第1項の規定により使用者に負担させる費用は、すべて前納させるものとする。

- 2 前項の場合において、精算の結果、前納させた費用の額に過不足を生じたときは、これを還付し、又は追徴するものとする。ただし、過不足額が1,000円未満であるときは、こ

の限りでない。

(令7企管規程7・追加)

(量水器使用料の額の算定方法)

第18条 条例第28条の2第2項の規定による量水器使用料の額については、当該量水器使用料に係る量水器の設置工事に要した実費相当額を当該量水器に係る更新予定月数で除して得た額とする。

(書類の提出数及び経由)

第19条 条例及びこの規程の定めるところにより管理者に提出する書類(相馬工業用水道以外の工業用水道に係る書類に限る。)は、副本1通を添え、かつ、福島県企業局いわき事業所長を経由して提出しなければならない。

(平2企管規程2・平19企管規程4・一部改正)

(権限の委任)

第20条 次に掲げる権限(相馬工業用水道に係る権限を除く。)は、福島県企業局いわき事業所長に委任する。

- (1) 条例第10条第1項ただし書の規定により給水を停止し、又は制限すること並びに同条第2項の規定により給水の停止又は制限の日時及び区域並びにその理由を使用者に通知すること。
- (2) 条例第11条の規定による受水の休止の届出を受理すること。
- (3) 条例第14条ただし書の規定による受水槽の設置の必要がないことについての認定をすること。
- (4) 条例第15条第1項の規定による受水装置の検査を行う職員を指定すること。
- (5) 条例第16条の規定により受水装置について改良、修繕その他必要な措置を講ずべきことを指示すること。
- (6) 条例第17条第1項本文の規定により使用水量を測定すること及び同項ただし書の規定により使用水量を認定すること。
- (7) 条例第18条の規定による量水器の機能の検査の請求を受理すること。
- (8) 条例第21条の規定による給水施設の修繕その他の必要な措置を講ずべきことについての請求を受理すること。
- (9) 第13条の2第2項の規定による給水施設の設置等に関する工事の場所で立入検査を行う職員を指定すること。

(平元企管規程3・平2企管規程2・平19企管規程4・平26企管規程6・一部改

正)

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第1条関係)

(表)

工業用水給水申込書

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地
申込者 氏名又は名称
代 表 者

福島県工業用水道条例第5条の規定により、工業用水の供給について、次のとおり申し込みます。

受 水 工 場 名		
受 水 場 所		
予 定 使 用 水 量		
1 時 間 均 等 予 定 使 用 水 量	m ³	
使 用 予 定 計 画	汽 缶 用	m ³ /日
	洗 浄 用	m ³ /日
	冷 却 用	m ³ /日
	原 料 用	m ³ /日
給 水 開 始 希 望 期 日		

(裏)

工業用水使用現況

主 要 製 品 名	使 用 水 量 (m ³)						単 価 (円/m ³)			
	淡 水				海 水	合 計	淡 水			海 水
	自 家 用 水		買 水				自 家 用 水	買 水		
	地 表 水	地 下 水	地 表 水	地 下 水	工 業 用 水	上 水 道				

工業生産現況

業 種	出 荷 額	従 業 員 数
	千円	人

工業生産の見通し

(単位 千円)

年度別 主要 製品名							
計							

工業用水需要の見通し

(m³/日)

年度別 区分							
需 要 水 量							
淡 水	県 営 工 業 用 水 道						
	上 記 以 外 の 用 水						
海 水							

第2号様式(第3条関係)

(表)
基本使用水量増量申込書

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

福島県工業用水道条例第7条第1項の規定により、基本使用水量の増量について、次のとおり申し込みます。

受 水 工 場 名			
受 水 場 所			
区 分	既 定 分	増 加 予 定 分	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日	m ³ /日	
1 時 間 均 等 使 用 水 量	m ³	m ³	
使 用 予 定 計 画	汽 缶 用	m ³ /日	m ³ /日
	洗 浄 用	m ³ /日	m ³ /日
	冷 却 用	m ³ /日	m ³ /日
	原 料 用	m ³ /日	m ³ /日
増 量 給 水 希 望 期 日			
増 量 を 必 要 と す る 理 由			

備考 裏面は、第1号様式(裏)様式と同様とする。

第3号様式(第5条関係)

特 定 使 用 申 込 書

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

福島県工業用水道条例第8条第2項の規定により、工業用水の特定使用について、次のとおり申し込みます。

受 水 工 場 名			
受 水 場 所			
区 分	基 本 使 用 水 量	特 定 使 用 予 定 水 量	
使 用 水 量	m ³ /日	m ³ /日	
1 時 間 均 等 使 用 水 量	m ³	m ³	
使 用 予 定 計 画	汽 缶 用	m ³ /日	m ³ /日
	洗 浄 用	m ³ /日	m ³ /日
	冷 却 用	m ³ /日	m ³ /日
	原 料 用	m ³ /日	m ³ /日
特 定 使 用 予 定 期 間			
特 定 使 用 を 必 要 と す る 理 由			

第4号様式

特定使用決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県公営企業管理者



年 月 日付で申込みのあった工業用水の特定使用については、福島県工業用水道条例第8条第3項で準用する同条例第6条第1項の規定により、次のとおり給水することに決定しました。

給 水 工 場 名	
給 水 場 所	
特 定 使 用 水 量	m ³ /日
1 時 間 均 等 使 用 水 量	m ³
特 定 使 用 期 間	

第5号様式(第6条関係)

工業用水使用廃止・休止届

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

工業用水の受水を次のとおり廃止・休止したいので、福島県工業用水道条例第11条の規定により、お届けします。

受 水 工 場 名	
受 水 場 所	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
使 用 廃 止 年 月 日	
使 用 休 止 水 量	m ³ /日
使 用 休 止 予 定 期 間	
理 由	

第6号様式(第8条関係)

消 火 栓 使 用 申 込 書

年 月 日

福島県公営企業管理者
(福島県企業局いわき事業所長)

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

消火栓を次のとおり使用したいので、許可してください。

使用する消火栓の位置	
使用の目的	
使用の日時	
備 考	

第7号様式(第9条関係)

工業用水譲渡承認申請書

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

受水した工業用水を次のとおり譲渡したいので、承認してください。

区 分	譲 渡 人	譲 受 人
受 水 工 場 名		
受 水 場 所		
基 本 使 用 水 量		
1時間均等使用水量		
譲 渡 水 量		
同 上 1 時 間 均 等 使 用 水 量		
譲 渡 期 間		
譲 渡 を 必 要 と す る 理 由		

第8号様式(第11条関係)

身 分 証 明 書
(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 氏 名
年 月 日生
上記の者は、福島県工業用水道事業に係る受水装置の検査又は給水施設の設置等に関する工事の立入検査をする職員であることを証明します。
年 月 日
福島県公営企業管理者
印

(裏)

福島県工業用水道条例(抜粋)
(受水装置の検査)
第15条 管理者は、給水の適正を確保するために必要な限度において、その指定する職員をして、受水装置を検査することができる。
2 前項の規定により受水装置を検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。
福島県工業用水道条例施行規程(抜粋)
(給水施設の使用者による工事等)
第13条の2
2 管理者は、条例第19条ただし書又は条例第20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置等に関する工事に関して給水の適正を確保するために必要と認めるときは、その必要な限度において、その指定する職員に、当該工事の場所に立ち入り、検査を行わせることができる。
3 前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

第9号様式(第12条関係)

使用水量通知書

第 号
年 月 日

様

福島県公営企業管理者
(福島県企業局いわき事業所長)

年 月分の工業用水の使用水量は、次のとおりです。

基本使用水量		m ³
特定使用水量		m ³
超過使用水量		m ³
備考	(参考) 使用水量の認定の基準とした期間及び水量 月 日 時から 月 日 時まで	m ³

第10号様式(第13条関係)

量水器検査請求書

年 月 日

福島県公営企業管理者
(福島県企業局いわき事業所長)

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

量水器の機能に次のとおり異常があると認められますので、福島県工業用水道条例第18条の規定により、量水器の機能を検査してください。

量水器設置場所	
短管口径計器番号	
量水器不良箇所	
検査請求の理由	

第10号様式の2(第13条の2関係)

給水施設設置等工事承認申請書

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地

使用者 氏名又は名称

代 表 者

給水施設設置等工事を次のとおり施行したいので、承認してください。

工業用水道の名称	
受水事業所(工場)名	
給水施設設置等工事場所	
工事の種類	
工事の概要	
設計書・図書 その他添付書類	
工事予定期間	着工 年 月 日 完了 年 月 日
備 考	

第10号様式の3(第13条の2関係)

給水施設設置等工事完了届

年 月 日

福島県公営企業管理者

住所又は所在地

使用者 氏名又は名称

代 表 者

年 月 日付けで承認のありました給水施設設置等工事については、
年 月 日に完了し、竣工検査を受けたいので届け出ます。

工業用水道の名称	
受水事業所(工場)名	
給水施設設置等工事場所	
工事の種類	
工事の概要	
工 期	着工 年 月 日 完了 年 月 日
工事請負人住所氏名	
備 考	

第11号様式(第14条関係)

給水施設工事申込書

年 月 日

福島県公営企業管理者
(福島県企業局いわき事業所長)

住所又は所在地
使用者 氏名又は名称
代 表 者

給水施設の移転・増設・改造・撤去の工事を次のとおり施行されたく、福島県工業用水道条例第20条本文の規定により、申し込みます。

工 事 の 施 行 場 所	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
受 水 装 置 と の 接 続 位 置	
し ゆ ん 功 希 望 期 日	
工 事 に つ い て の 希 望 事 項	
備 考	

附 則（昭和59年企管規程第1号）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年企管規程第3号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年企管規程第2号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年企管規程第5号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年企管規程第2号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年企管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年企管規程第4号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9号様式の改正規定（「第9号様式」を「第9号様式（第12条関係）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に効力を有する改正前の福島県工業用水道条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）第8条第2項の規定によりされた使用の許可又は改正前の規程第10条の規定によりされた操作等の許可は、改正後の福島県工業用水道条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第2項の規定によりされた使用の許可又は改正後の規程第10条の規定によりされた操作等の許可とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の規定に基づいて提出されている申込書又は請求書は、改正後の規程の規定に基づいて提出された申込書又は請求書とみなす。
- 4 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年企管規程第7号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県工業用水道条例施行規程第16条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に完了する給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについて適用し、同年3月31日以前に完了した給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについては、なお従前の例に

よる。

附 則（平成26年企管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年企管規程第1号）

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県工業用水道条例施行規程第16条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に完了する給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについて適用し、同年9月30日以前に完了した給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年企管規程第1号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県工業用水道条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、それぞれ改正後の福島県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申込書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第1条関係）

（平元企管規程3・平3企管規程5・令4企管規程1・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平元企管規程3・平3企管規程5・令4企管規程1・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平元企管規程3・平3企管規程5・令4企管規程1・一部改正）

第4号様式

（平3企管規程5・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平元企管規程3・平3企管規程5・平9企管規程2・令4企管規程1・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（昭59企管規程1・平元企管規程3・平2企管規程2・平3企管規程5・平19企管規程4・令4企管規程1・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（昭59企管規程1・平元企管規程3・平3企管規程5・令4企管規程1・一部改正）

第8号様式（第11条関係）

（平元企管規程3・平26企管規程6・一部改正）

第9号様式（第12条関係）

（昭59企管規程1・平2企管規程2・平3企管規程5・平19企管規程4・一部改正）

第10号様式（第13条関係）

（昭59企管規程1・平元企管規程3・平2企管規程2・平3企管規程5・平19企管規程4・令4企管規程1・一部改正）

第10号様式の2（第13条の2関係）

（平26企管規程6・令4企管規程1・一部改正）

第10号様式の3（第13条の2関係）

（平26企管規程6・令4企管規程1・一部改正）

第11号様式（第14条関係）

（昭59企管規程1・平元企管規程3・平2企管規程2・平3企管規程5・平19企管規程4・令4企管規程1・一部改正）

